

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

## 還付申告の時効

Q：私はサラリーマンですが、引っ越しのため整理をしていたら平成3年の医療費の領収書がずいぶん出てきました。5年間なら還付申告ができると聞きましたが、本当ですか。平成3年については年末調整を受けただけです。

A：還付申告ができるものといえば、年の途中で退職し年末調整を受けなかった場合や医療費控除や住宅取得等特別控除などが挙げられます。

通則法により請求をできる日から5年間還付申告ができます。ご質問の場合は、平成3年分の還付申告ができる日は平成4年1月1日となり、以後5年間に還付申告をすることができます。

ところが申告した還付金が過少であった場合は注意が必要です。たとえば、一度還付申告を行ったが、一部医療費控除等を忘れていたケース。

この場合は、更正の請求をすることとなり、確定申告期限から1年以内に限り認められることとなります。還付申告とは異なり1年間と期間が短くなっているため注意が必要です。

あなたの場合は、平成3年分については年末調整を受けただけです。平成9年末までに還付申告をすれば税金が戻ってきます。

過年分の還付申告には、サラリーマンであれば源泉徴収票の添付が必要です。源泉徴収票を紛失した場合には、税務署に備えてある年分の記載のないものをもらい、会社で記載、押印してもらってください。

